

告示

埼玉県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和四年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
株式会社エミール 介護センター入浴 介護事業所	事業者所 所在地	深谷市小前田 五―一	熊谷市日向九 二―一―二	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介 護
あい糸	事業者所 所在地	富士見市羽沢 二―五―四八 ケアメゾンU D一〇〇号室	富士見市羽沢 二―五―四五	訪問介護
ヒューマンライフケ ア栄の湯	事業者所 所在地	新座市栄四 五―三三K ビル一階	新座市栄二 一〇―八	通所介護
グループホームみん なの家・蓮田	事業所名 事業所所 所在地	グループホー ムみんなの 家・蓮田東	グループホー ムみんなの 家・蓮田	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護